

広島労働局登録教習機関
 一般社団法人 日本クレーン協会西中四国支部
<http://www.crane-nishi.com/>

玉掛け業務従事者に対する 安全衛生教育(能力向上教育)の開催について

玉掛け作業に係る災害防止を図るためには、玉掛け業務従事者の安全衛生教育が必要なことから、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育指針」で、玉掛け業務従事者には安全衛生教育を概ね5年毎に実施するよう努めなければならないことが示されております。

当支部では、最近の玉掛け用具及びクレーン等の特徴、作業環境変化、災害事例等に対応した知識を得ることにより、玉掛け業務従事者の能力向上を図り労働災害防止と安全衛生水準の向上を目的とした、標記の安全衛生教育を下記のとおり開催いたします。

つきましては、業務多忙とは存じますが、現に玉掛け業務に就いている資格所得後概ね5年を経過する方又は本教育修了者で前回受講後概ね5年を経過する方は、是非受講いただきますようご案内申し上げます。

なお、この安全衛生教育の修了者には、当支部の修了証を交付いたします。

記

1 期 日 令和4年2月25日(金) 9:00~16:00

2 場 所 広島市西区観音新町四丁目6番22号
 三菱重工業株式会社 広島製作所 構内 第一教育センター

3 定 員 60名

4 受講料 10,782円 (テキスト代1,782円 消費税を含む)

5 申込み方法 申込書(当支部のホームページをご参照。)に必要事項を記載の上、下記の場所にお申込み下さい。(FAX申込可)

〒733-0036 広島市西区観音新町一丁目20番24号
 リョーコー・センタービル4階
 (一社)日本クレーン協会西中四国支部
 TEL 082-208-1881・FAX 082-208-1885
 もみじ銀行 広島中央支店 普通預金 0238729

なお、振込み手数料は貴社(殿)の負担でお願いいたします。

6 申込み締切日

令和4年2月15日(火)まで

玉掛け業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
	オリエンテーション		9:00~ 9:10
1 最近の玉掛け用具等の特徴	① 玉掛け用具等の構造上の特徴	イ 荷役形態の動向 ロ 玉掛け用具等の構造	9:10~ 10:10 (1H)
	② クレーン等の安全装置等の特徴	イ クレーン等の安全装置等の種類 ロ クレーン等の安全装置等の機能と特性	
2 玉掛け用具等の取扱いと保守管理	① 玉掛け作業の安全	イ 作業計画の作成 ロ 作業手順ごとの安全上の留意事項	10:15~ 13:50 (2.5H)
	② 玉掛け用具等の点検整備	イ 作業開始前点検 ロ 点検結果に基づく措置	
3 災害事例及び関係法令	① 労働安全衛生法等関係法令	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ クレーン等安全衛生規則	13:55~ 15:45 (1.75H)
	② 災害事例の原因とその対策	イ 災害事例の原因とその対策	

※ 使用テキスト (一社)日本クレーン協会発行 「玉掛け作業の安全」
 ※ 受講される方は、受付時に本人確認ができる書類をご提示して下さい。
 また、写真(縦30mm×横24mm)1枚を、当日持参して下さい。

※受講される方へお願い。

車両等(含むバイク・自転車)で講習に来所される方は、事前の届け出が必要です。

なお、講習日には、正門(三菱重工業株)で所定の入門手続きを行い会場に来所下さい。

以上

